

～那賀川流域地域ワーキングのロゴマークとキャッチコピーを募集します！～

募集要領

1. 募集の経緯と目的

河川を基軸として生きもののすみかとなる自然を守り育て、自然を活かした地域活性化を目指す「生態系ネットワーク」形成の取組を那賀川流域でも具体化するため、取組の推進母体となる「那賀川流域地域ワーキング」が令和7年5月に設立されました。

本地域ワーキングは、那賀川流域の企業や行政、学識者などの多様な主体で構成され、コウノトリやツル類、アユなどの多様な生きもののすみかとなる那賀川流域の自然を守り育て、自然を活かした暮らしや産業などを通じて、流域のさらなる魅力向上や活性化を目指していく予定です。

一方で、本地域ワーキングの取組範囲は広く、関係する分野や取組主体も多岐にわたることから、個々の取組を統一感を持って進めるとともに、取組全体のコンセプト（考え方や方向性）を多くの方々に周知・共有していくことを目的として、ロゴマークとキャッチコピーを選定するものです。

2. 募集概要

(1) 募集内容

- ①那賀川流域地域ワーキングの取組全体のコンセプトを示したロゴマーク
- ②那賀川流域地域ワーキングの取組全体のコンセプトを示したキャッチコピー

(2) 取組全体のコンセプト(考え方、方向性)

①那賀川流域の生きものや自然を守り育てます。

コウノトリやナベヅル、アユなどの那賀川にすむ多様な生きものたちが将来にわたってすみ続けることができるように、流域の自然を本来あるべき状態で守り育てます。

②自然を活かして流域の魅力や価値を高めます。

流域の自然を活かした治水や産業（農林水産業や工業、観光など）の振興、環境学習やレクリエーションの場の確保などに取組を通じて、流域の魅力や価値の向上を目指します。

※応募に際しては、別紙「那賀川流域地域ワーキングについて」もご一読ください。

(3) 募集期間

令和8年7月21日（火）～9月28日（月）必着

(4) 応募資格

どなたでもご応募いただけます。

※複数名の連名での応募や、団体（部活動、サークルなど）での応募も可能です。

連名、団体で応募する場合は、応募様式には代表者の方のお名前をご記入ください。

(5)応募に当たっての注意事項

- ・作品は模倣品のない未発表のものに限ります、未発表とは、印刷物、映像、WEBページ等で公表されておらず、各種コンクールで入賞していないものを指します。
- ・他に類似の例があり、商標登録や商標出願の公表がされていることが判明した場合は、審査結果発表後であっても受賞を取り消すことがあります。
- ・応募作品について第三者（他の応募者を含む）との間で権利侵害などのトラブルが発生した場合は、当該応募者が自らの責任において解決を図るものとし、事務局（国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所）及びこの募集に関わるすべての団体、個人は責任を負うことはできません。
- ・受賞作品の著作権その他一切の権利は、那賀川流域地域ワーキング事務局に帰属するものとし、採用されたロゴマーク、キャッチコピーの制作者是那賀川地域ワーキング事務局及び那賀川流域地域ワーキング事務局が指定する第三者に対して、著作者人格権を行使できないものとします。
 - ※「著作権その他一切の権利」とは、著作権法第 27 条及び 28 条に規定する権利及び商標・意匠の出願及び登録をする権利とします。
 - ※「著作者人格権」とは、「公表権」（公表するか否か、公表方法）、「氏名表示権」（入賞者の名前を公表するか否か、公表する場合、実名か変名かの決定）、「同一性保持権」（入賞者の意に反して勝手に改変されない権利）、「名誉声望保持権」（入賞者が意図しない形で利用されることによって名誉を失うことを防ぐ権利）を含む権利とします。
- ・受賞作品は、選定・表彰後に、必要に応じて修正や補正を行う場合や関連グッズの製作など二次的著作物を制作する場合があります。
- ・受賞作品は啓発物品や印刷物、WEBサイト等で使用します。
- ・受賞作品を用いた、関連グッズなど二次的著作物の収益については、著作者はその収益を請求することができません。（収益による配当はありません。）
- ・応募に必要な費用は、応募者自身の負担とします。
- ・応募作品の返却は行いません。

(6)作成方法

- ・作成方法は問いません（手書き、ソフトウェアでの作成など）。
- ・生成AIを使用して作成した場合には、応募用紙の生成AIの使用の有無を記入する欄の、「使用した」を○で囲んでください。
- ・ロゴマークは、A4サイズの白紙1枚に1作品とします。用紙の向きは縦とし、天地左右各2.5cm 余白をとった範囲内にデザインしてください。
- ・キャッチコピーは、概ね20文字程度に収まるようにしてください。
- ・ロゴマークのデザインは着色してください。色数は不問ですが、拡大・縮小した場合にも視認できるデザインにしてください。

(7)応募方法

- ・ロゴマークのみ、キャッチコピーのみ、ロゴマークとキャッチコピーの両方、のご応募が可能です。
- ・1人（1団体）何点でも応募可能です。
- ・作品は「（10）応募作品の送付先」に応募してください。
- ・応募作品に関わる個人情報は、応募作品の審査・発表、受賞者への通知以外の目的では使用することはありません。

(8)応募作品の審査・選定・公表

- ・応募作品は、那賀川流域地域ワーキングにて厳正な審査を行い、ロゴマーク1点、キャッチコピー1点を選定します。
- ・選定したロゴマーク、キャッチコピーは、応募者本人に書面で通知するとともに、那賀川流域地域ワーキング事務局のウェブサイトや報道機関を通じて、応募者氏名とともに公表予定です。
- ・なお、選定した作品を含むすべての応募作品を、那賀川流域地域ワーキング事務局のウェブサイト等で公開予定です。
- ・受賞されなかった方への通知は行いません。また、選定結果に対するお問合せにはお答えしかねますので、予めご了承ください。

(9)賞及び表彰

応募作品から以下の賞を選定し、表彰します。

- ・優秀賞 各1点（ロゴマーク1点、キャッチコピー1点）
優秀賞には、副賞として「那賀川流域の自然の恵みの詰め合わせセット」（予定）を贈呈します。

(10)応募方法

※電子メール(Eメール)、郵送、直接持ち込み、のいずれかの方法でご応募ください。

①電子メール(Eメール)で応募する場合

【送信先】 那賀川流域地域ワーキング事務局 ロゴマーク・キャッチコピー係

Eメール：nakagawa2026@ecosys.or.jp

【留意点】

- ・メール1通あたりの添付ファイルのデータ容量を10MB以下に収まるようにして、電子データ（JPEGまたはPDF）を添付して送信してください。
- ・添付する電子データの解像度は、なるべく300dpi以上にしてください。
- ・電子データのファイル名には、「応募者の氏名」をフルネームで記入してください。
- ・別紙「応募様式」に必要事項を記入し、電子データとともに送信してください。なお応募様式は、ロゴマークまたはキャッチコピー1点につき1枚を提出してください。
- ・Eメールの件名は「那賀川流域地域ワーキングのロゴマーク・キャッチコピーの応募」と記入してください。

②郵送で応募する場合

【郵送先】〒171-0021

東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル

公益財団法人日本生態系協会 那賀川ロゴマーク・キャッチコピー係

※本選考に係る事務局業務を受託した業者の連絡先です。

③直接持ち込む場合

【持ち込み先】那賀川流域地域ワーキング 事務局

国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所（工務課）

〒774-0011 徳島県阿南市領家町室ノ内390

※平日の午前9時～午後5時

【留意点】

- ・郵送または直接持ち込む場合には、なるべく電子データ（J P E GまたはP D F）をC DまたはD V Dにコピーして、郵送または持参してください。
- ・郵送時には、別紙「応募様式」に必要事項を記入したものを打ち出して同封してください。なお、応募様式は、ロゴマークまたはキャッチコピー1点につき1枚を提出してください。
- ・郵送する場合（紙に手書きをしたもの、電子データを打ち出した紙、案内チラシの応募用紙）は、折れ曲がったり、破損しないように梱包してください。

（11）本件に関する問合せ先

※本選考に係る事務局業務を受託した業者の連絡先です。

公益財団法人日本生態系協会 那賀川ロゴマーク・キャッチコピー係

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-30-20 音羽ビル

電話：03-5951-0244

Eメールアドレス：nakagawa2026@ecosys.or.jp